

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会（第78回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成29年4月14日（金）10時30分～11時27分  
於・総務省 第1特別会議室（中央合同庁舎第2号館8階）

第2 出席した委員

（1）委員（敬称略）

辻 正次（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、大谷 和子、川濱 昇、関口 博正、  
長田 三紀、三友 仁志、山下 東子

（2）専門委員（敬称略）

相田 仁

第3 出席した関係職員等

富永総合通信基盤局長、巻口電気通信事業部長、秋本総合通信基盤局総務課長、竹村事業政策課長、安東事業政策課調査官、堀内事業政策課市場評価企画官、藤野料金サービス課長、内藤料金サービス課企画官、東政幸（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第4 議題

（1）答申事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成29年度の接続料の新設及び改定等）について【諮問第3091号】

（2）報告事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策について  
イ 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の平成27年度算定期間の接続料の変更の届出の概要について

## 開 会

○辻部会長 　ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第78回を開催いたします。

本日部会には、委員8名全員が出席されておられますので、定足数を満たしております。

## 議 題

### (1) 答申事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成29年度の接続料の新設及び改定等）について【諮問第3091号】

○辻部会長 　それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。本日の議題は、答申事項1件及び報告事項2件でございます。

それでは、まず諮問第3091号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成29年度の接続料の新設及び改定等）について審議いたします。

本件は、平成29年度の接続料の改定、また、昨年12月に新たにアンバンドル化されたNGN（次世代ネットワーク）の優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能の接続料を接続約款に盛り込むものであります。

本件は、総務大臣から諮問を受け、本年2月7日開催の当部会において審議を行い、2月8日から2月28日までの間、意見募集を行い、その結果を公表するとともに、3月3日から3月16日までの間、再意見を募集いたしました。それらの結果を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。

本日は、接続委員会の主査であります相田専門委員より、接続委員会での検討結果についてご報告いただきます。

それでは、相田専門委員、よろしく願いいたします。

○相田専門委員 　接続委員会の主査を務めております相田でございます。

それでは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成29年度の接続料の新設及び改定等）につきまして、接続委員会における調査・検討の結果をご報告いたします。

資料78-1をご覧ください。本件の概要につきましては資料78-1の32ページ以降に具体的な記載がございますが、先ほど部会長からご紹介がございましたように、平成29年度の接続料の改定等に加えまして、昨年12月に新たにアンバンドルされましたNGN（次世代

ネットワーク)の優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能の接続料を新たに接続約款に盛り込むため、接続約款の変更を行うものでございます。

本件につきましては、2回の意見募集が行われました。それに寄せられた意見及び再意見を踏まえまして、4月11日火曜日に開催した接続委員会におきまして、本変更案及び提出された意見に対する考え方について検討を行い、当委員会としての考え方の整理を行いました。

結果として、当委員会といたしましては、資料78-1の1ページにあります報告書の1に示したとおり、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められるとご報告をさせていただきます。加えまして、報告書の2に示しましたとおり、総務省に対して1点の項目について要望することといたしております。

提出された意見及びその考え方につきましては、報告書の別添といたしまして、資料78-1の2ページ以降に取りまとめております。その具体的内容につきましては、総務省よりご説明いただけるとのことですので、よろしく願いいたします。

○藤野料金サービス課長 総務省料金サービス課の藤野でございます。ただいま相田主査からご案内いただきました接続委員会の報告書の内容につきましてご説明させていただきます。

こちらのページ数の2ページ目からでございますけれども、提出された意見、再意見、それに対する委員会の考え方と欄が分かれてございます。全体で意見を17に分類しておりますが、特にそれを大きく区切りまして、2ページ目からは実績原価方式に基づく平成29年度の接続料の改定等に関するもの、13ページからは平成29年度の加入光ファイバに係る接続料の改定に関するもの、21ページからはNGNに係る接続料の新設及び改定に関するもの、26ページからは長期増分費用方式に基づく平成29年度の接続料の改定等に関するものと分けてございます。この順番に即してご説明させていただきますが、今回申請のありました接続料の改定あるいは新設に直接関係する意見と、それから接続ルールの在り方等に関する意見に分かれていたところがございますので、それらについて適宜言及しながらご説明させていただきます。

2ページ目でございます。意見1と分類したものでございます。KDDIから意見が、NTT東日本・西日本、ソフトバンクから再意見があったものでございます。こちらはドライカップの接続料に関するもので、今回調整額について繰り延べが行われたものに関して、一般にドライカップの接続料のコスト配賦を光ファイバの方に寄せて、それで光ファイバ接続料の上昇につながるような措置はとるべきではないということが1点。それから、メタルから光ファイバへのマイグレーションを促進するためには、光ファイバの接続料や工事費について更なる低廉化を図ることが重要だという趣旨のものでございました。

これに対する考え方、右の欄をご覧いただきたいと思っております。今の2つのそれぞれの論点について言及してございます。最初の丸でございますけれども、ドライカップと光ファイバの配賦に関しましては、平成25年度に行ったものについてのことだと思われまので、これについて言及してございます。これについては、平成25年5月のメタル回線のコストの在り方に

関する検討会の報告書の内容を踏まえて、費用、それから費用の配賦方法を見直した結果、より精緻にこれを見ていこうということで、費用の配賦基準について、業務の実態や電柱等・土木設備のメタル回線と光回線による利用実態を精緻に反映させたものであったということを紹介してございます。

その上で、2つ目の丸でございますが、アクセス回線の円滑な移行に向けた競争環境を整備する観点からは、光ファイバの接続料、それから関連の工事費の更なる低廉化が重要だというのはそのとおりですということで、NTT東日本・西日本において、企業努力によるさらなる効率化や費用削減の努力が求められるということをごここで述べてございます。

それから、意見の2番目でございます。3ページの真ん中あたりからご覧いただきたいと思っております。ソフトバンクからご意見があつて、NTT東日本・西日本から再意見があつたものでございます。こちらは、今回のドライカップの接続料について、激変緩和の観点から調整額の一部の繰り延べが行われたということについて、これを適切であったと評価するご意見でございます。さらに、これに加えまして、減価償却の方法の見直しによる費用低減効果が、少なくとも平成29年度、平成30年度について影響があるということで、これについて具体的な影響額をシミュレーションできるように情報開示してもらえないかというご意見でございます。

これに対する考え方が右の欄でございます。最初の丸が、平成29年度のドライカップ接続料に係る調整額を平成30年度に一部繰り延べにすることについて、NTT東日本・西日本からは、第一種指定電気通信設備接続料規則第3条ただし書きの規定に従いまして、許可申請が行われたものだということを紹介してございます。その上で、これは接続料の負担水準が必要以上に年度ごとに変動することを回避するためのものなので、適切な配慮だと考えられるということをご言っております。

そして、次の丸がソフトバンクがおっしゃっている情報開示の件についてでございます。他方、接続料の算定方法において用いられた前提条件の透明化、それから予見可能性の確保というのはできる限り追求されることが必要だということをご言っております。その上で、NTT東日本・西日本において、平成28年度に実施した償却方法の定額法への移行等の取り組みによる費用低減効果の具体的な影響額が判明したら、その時点で遅滞なく当該影響額を接続事業者に開示するようしてほしいということで、これを総務省から要請していただきたいと言っております。

戻りまして、1ページです。接続委員会の報告書の2でございますが、今の考え方2を踏まえまして、措置要望をこの報告書で書いてございます。具体的な内容は、今の考え方2に即した内容で、NTT東日本・西日本に対して、償却方法の定額法への移行等の取組によるドライカップ接続料の費用低減効果の影響額が判明したら、その時点でこれを開示してくださいということをご要請するように求めたものでございます。

次に4ページに行っていたきたいと思います。こちらは意見3でございます。専用線に関するものでございます。低速系の専用線、サービス名がデジタルアクセスと言っているも

のでございまして、64Kbpsあるいは128Kbpsのものがございすけれども、これについて、NTT東日本・西日本においてより一層のコスト削減を図って、適切な代替サービスの検討を求めてほしいという意見で、KDDIからの意見でございます。次のページですが、こちらはさらにKDDIからのもう1つの意見でございます。この専用線についても、ドライカップと同様に調整額の繰り延べをすべきという意見でございます。

これに対する考え方が5ページの右の欄でございます。専用線の接続料は、やはり増傾向にあるわけですが、これについて、NTT東日本・西日本においてさらなる効率化・費用削減の取組が求められると言っております。

それから、2つ目の丸でございます。KDDIの言っている繰り延べについての提案についてでございますけれども、接続料水準が上昇する場合に、すべからず繰越となるべきとまでは言えないため、これは、今回ドライカップの接続料でNTT東日本・西日本の許可申請において行われたということと同様に、一次的には認可申請者において判断することが適切ではないかを書いてございます。今回NTT東日本・西日本の判断としましては、再意見の方で言及してございますが、対象機能の重要性等に照らして判断したということです。専用線については、代替サービスの存在するデータ伝送に使われるような機能、そういう代替の機能があることを重視されたということで繰り延べしないという判断だと理解しておりますけれども、3つ目の丸でこれについて言っております。需要の縮退している本機能に代替する機能としては、例えばデータ伝送に係る機能が考えられるが、これらについても代替機能として十分な条件が確保されるように、更なる取組が必要だと言及してございます。

続きまして、6ページの下の方でございますけれども、意見4についてご紹介させていただこうと思います。こちらは今回の申請内容というよりは、接続のルールについてのご意見でございます。KDDIからのご意見です。接続機能の廃止や整理品目化が行われる場合、これを接続事業者と事前に協議を丁寧に行うという対応が必要なのではないかとおっしゃっておりまして、これについて関連する審議会答申があったことに言及してございます。情報通信審議会答申について言及されているとおり、第一種指定電気通信設備の機能を廃止する計画については、網機能提供計画に届出対象として追加することが必要ではないかといったことで、その答申の内容に即したご意見を言っているものでございます。

7ページの右側、これに対する考え方が整理されてございます。1番目でございますけれども、接続機能の提供が終わってしまうということは、これに依存している事業者としては重要なことですので、こういったサービスの利用者も含めて、重大な影響があるということをまず、最初の丸で言っております。

その上で次の丸でございますけれども、KDDIの方でも言及されている一次答申についてご紹介してございます。この答申において、この丸の段落の真ん中あたり、当該接続約款の変更に係る認可の要件の1つとして、第一種指定設備設置事業者は他事業者に対して十分な周知期間を確保することを明示することが必要であるということと、この機能の代替措置について

具体的な提案を行うなどの対応を行うことが望まれるということを言っていますと、まず1つ書いています。

それから3つ目の丸で、同じ答申において、網機能提供計画の届出対象として、第一種指定電気通信設備の機能廃止計画についても含めるべきであろうという提言がなされているということをご紹介しています。

4つ目の丸です。8ページの頭の方になりますけれども、この答申の考え方に即して、総務省において具体的な施策を講じていく必要があるというご要望をいただくような内容となっております。

続きまして、8ページ目をご覧いただきたいと思います。意見5、こちらも接続ルールに関するものです。KDDIからのご意見でございます。コロケーションのルールに関するもので、NTT東日本・西日本のスペースでコロケーションを行うときに、基本的にはNTT東日本・西日本所有の建物を使われているわけでございますけれども、NTTの再編の経緯を引きずって、NTTコミュニケーションズ所有のビルを使っている場合があり、この場合においても、接続を円滑に行うためにリソースの空き状況の情報開示が必要であるという趣旨のご意見でございます。

これに関しまして、考え方でございますけれども、こういった場合について、可能な限り情報の開示を行う必要があるという一般的な考え方をお示しいただいた上で、総務省において、その具体策については検討を行う必要があるという考え方を示していただいているものでございます。

続きまして、9ページをご覧いただきたいと思います。こちらもコロケーションルールの運用に関するものでございますけれども、KDDIからでございます。コロケーションに関しまして、長期間場所の空きがありませんというDランク表示をされていることがあるということをおっしゃってございまして、こういったDランクというのは、計画的な解消策を検討すべきだということをおっしゃってございます。

おっしゃっている趣旨はそのとおりだということで、一番右側の考え方6でございますけれども、スペースを効率的に利用する等といった工夫によってこの状態の解消に努めていく必要があるということで考え方をまとめていただいております。

それから、10ページに参りますが、意見7でございます。こちらルール、あるいはルール運用に関するものでございまして、こちらは接続料全般の自己資本利益率の考え方についてでございます。こちらについて、後の方で意見10、14、17と同じような意見がまた続いておりますので、ここでまとめてご紹介させていただきたいと思います。

KDDIからのご意見でございます。流動資産等を全て有利子負債以外の負債から圧縮するのではなくて、固定資産について自己資本から圧縮して、それ以外の流動資産もその他負債から圧縮するということで、より実態に即した算定がなされるのではないかと、特に利潤のところが高くなっているのではないかとご意見でございます。

これについては、こういった問題提起があるということで、NTT東日本・西日本からも反論があるところがございますので、接続ルール全体の検証の中で、既に総務省の方でその取り組みを始めてございますけれども、その検討を行うことが適当とさせていただいております。

それから、次に13ページをご覧いただきたいと思います。ここから加入光ファイバの接続料の関係でございます。意見8は、ルールに関してNTT東日本・西日本が用いているデータに関するご意見でございます、KDDI、ソフトバンクからのご意見でございます。加入光ファイバの接続料の算定に用いられる経済的耐用年数、これは平成20年度から、従来の法定耐用年数から経済的耐用年数にNTT東日本・西日本の方で変更されたわけですが、これが、平成20年から大分年数が経つじゃないかということで、見直しの実施について検討すべきだというご意見でございます。

これについての考え方が右の欄にございます。丸が4つほどございますけれども、最初の丸が加入光ファイバの耐用年数についての経過のご説明でございます。最初の丸でございますが、現行の加入光ファイバの接続の経済的耐用年数というのは、平成20年度のNTT東日本・西日本の推計結果に基づいて、架空が15年、地下が21年となっているということをも紹介してございます。

それから、2つ目の丸ですが、これに関して情報通信行政・郵政行政審議会答申で言及があったということで、平成28年7月の答申において、NTT東日本・西日本の方でこれについて見直しを行い、その結果を報告、公表するよう要望されたことをご紹介します。

それから次に3つ目の丸でございますが、これを受けて、NTT東日本・西日本において、本年の2月末に対応がされていることを述べています。具体的には、これは平成20年度に用いた耐用年数の推計方法があるんですけども、これを今回やってみると、架空19.3年、地下は26.4年であったことをNTT東日本・西日本の方で報告、公表されています。しかし、これはまだ耐用年数見直しの必要な条件に至っていないわけではないと判断したということをおっしゃってございます。そういった経過をご紹介している一番最後のところ、これは既に総務省で検討の体制が始まってございますが、この見直しについて、総務省で検討を行うことは適当であると言っているものでございます。

ページをちょっと飛びますが、16ページをご覧いただきたいと思います。意見9でございます。こちらKDDIからのご意見です。これもルールに準じたような内容でございますけれども、NGN等の接続ルールに関する意見募集の結果を踏まえて、加入光ファイバの分岐端末回線接続料の算定方法について、詳細の検討が必要だとおっしゃってございます。これは、加入光ファイバのうち、分岐端末回線接続料の算定に当たって、コストが接続会計から直接出てくるわけではないため、創設費から算定しているものについてでございます。

こういった論点について、一番右側の考え方でございますけれども、これについても、このやり方、接続ルールの在り方全体の中でやはり検討を行いましょうということで、考え方を示していただいております。

それから、意見10は先ほど述べた自己資本比率の関係でございます。ここは先ほど言及したとおりでございます。

21ページをご覧いただきたいと思います。こちらはNGNのアンバンドルメニューの接続料に関するものでございます。意見11でございます。これはテレコムサービス協会、ソフトバンクからのご意見でございます。今回新設された優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能について、音声とそれ以外のデータの利用について、扱いの差が出ないようにしてほしいという要望でございます。

考え方は一番右でございますけれども、まずこの優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能の伝送対象としては、音声・データ・映像といったものに全て区別はありませんということで、さらに伝送容量を必要以上に制限することはあってはならないという一般的な考え方を示してございます。次の丸ですけれども、このパケットの利用に当たっては、NTT東日本・西日本の利用部門と接続事業者の同等性が確保されて、パケットの利用にあまり偏った制限があってはいけないという一般的な議論を言っております。

その上で、この優先パケットに関して、音声とデータとで、この利用可能性の点で扱いはなるべく違わないようにすべきだということですが、ただ、ネットワークの容量にどうしても限界があることは事実でございますので、NTT東日本・西日本におけるネットワーク管理というのは出てくるということで、適切なネットワーク管理を行う必要があると示してございます。このネットワーク管理については、透明な方針というのが定められていく必要があるということで、これはまず、NTT東日本・西日本においても検討いただいておりますけれども、総務省において、その在り方について検討が行われる必要があるとまとめてございます。これも接続ルールに関する内容になるかと思いますが、そういったまとめをさせていただきます。

それから、22ページをご覧いただきたいと思います。こちらにも接続ルールあるいはその運用に関するものでございますけれども、KDDIからのご意見でございます。NGNでIP-IP接続を行う場合に、先にこの事業者がまずやりました、それから後で他の事業者が来ましたというときに、先の方の事業者、あるいは後のほうの事業者の方に偏って不公平な取り扱いが生じないようにする必要があるというご意見でございます。これについて、再意見でもNTT東日本・西日本は、こういった議論については関係事業者との議論をやっていきたいと思いますということで言っております。

これに関してはさきの情報通信審議会の一次答申でも似たような議論がございましたので、こちらについて考え方12でご紹介してございます。この一次答申の中の、パブリックコメントを受けた考え方5-21というのがございます。そこで言及していることをご紹介しております。PSTNからIP網への移行を先に行う事業者と後で行う事業者との間で、接続料の負担で不公平が生じることがないように配慮する必要があるということを言っております。こういった提言もございますので、これを踏まえた総務省での検討が必要であるということでまとめていただいております。



それから、次に23ページでございます。意見13とあって、これもKDDIからのご意見でございます。これも接続ルールに関するもので、帯域換算係数というものがございまして、これがNGNの接続料の設定において、結論から言うと、コストの配賦においてスケールメリットのようなものを配慮した考え方がとられているというものでございまして、これについて議論が必要であるという問題提起がなされてございます。

考え方13でございますけれども、まさにこういったKDDI等からの問題提起を受けて検討が行われているということを書いてございます。まず、最初の丸でございますけれども、そもそもKDDIが指摘されているような考え方というのは、平成20年に総務省において開催した次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会の報告書の考え方に従っていて、NTT東日本・西日本の申請内容もそれに従っていますけれども、総務省でもその審査はこの考え方に即してやったということです。これについては、報告書自体が暫定的な内容であったと言っておりまして、適時適切な見直しが必要だと言っているものでございます。こういった点を受けまして現在検討を行っておりますが、これに際しては、コストによらない配賦方法がもし行われていた場合には、映像伝送サービスが音声の接続料から大きく補助されてしまうことになりかねないので、あくまでこれはコストの考え方でやるべきだということを言っております。

そして、最後の丸でございますが、そういった考え方に即して費用配賦が適切に行なわれるように総務省において検討を行う必要があるとまとめていただいております。

それから25ページに参ります。意見14でございます。これも資本構成比率に関するものですので、先ほどご紹介した意見7、それから考え方と同様の内容と考えてございます。

四つ目がLRIC方式に基づく接続料に関するものでございます。LRICの接続料の関係で、意見15がございまして。KDDIとソフトバンクからのご意見で、ルールに関するものでございます。PSTNのトラヒックの減少により、PSTN接続料は上昇傾向にあるが、IP網へ移行することに鑑み、IP網に即したLRICモデルの検討を深め、IP-LRICモデルの適用に向けた議論を進めることが適当というご意見でございます。考え方15でございますが、最初の丸で、IP網への移行により、電気通信分野を取り巻く環境が今後急速に変化していくことを言っております。その次の丸で、長期増分費用方式の適用については、円滑な接続を確保する見地から、総務省で検討することが適当であると言っております。その際に、これまで示された平成27年の審議会答申の考え方、平成29年の審議会答申の考え方に即して、IP-LRICモデルがそもそも適用できるものか、適用の可能性、その対象機能等についての考え方を検討していくことが必要であることをまとめていただいております。

28ページの意見16でございます。これもLRICの接続料の関係で、LRICで使われている経済的耐用年数について、今後、より実態に即した耐用年数とするため、その見直す頻度について議論をすべきというソフトバンクからのご意見でございます。考え方16でございますが、経済的耐用年数の見直しのサイクルをもっと縮めていくとすると、データ取得のため

の調査に負荷がかかることから、事業者における過度な負担とならないことにも配慮しつつ、適時に更新することが適当であるとまとめていただいております。

29ページから30ページにかけて、意見17でございます。資本構成比率に関するもので、考え方7でご紹介したとおりでございますので、同様なまとめ方をされているものでございます。

以上、17件のまとめたご意見、その考え方と、それを踏まえた全体の報告書でのご要望について報告させていただきました。

○辻部会長 どうもありがとうございました。

大部の、4つの種類の接続料に関する議論が入っておりますけれども、どれでも結構ですので、ご意見、ご質問がございましたらよろしくお願いたします。

○大谷委員 よろしいでしょうか。

○辻部会長 それでは、大谷委員。

○大谷委員 いただいたご意見の中では、11番目の優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能に関するご意見、資料で言いますと21ページに書かれているものを拝見しております。今回直接の競争事業者というよりは、一般社団法人テレコムサービス協会からご意見をいただいているということに注目しました。

多数の事業者が参画されているこういった事業者団体からのご意見ということで、新たにアンバンドルされた機能を利用した新たなサービス開発について、1つのチャンスとして受けとめていただいていると思いますので、再意見のところをいただいているNTT東日本・西日本で丁寧に検討していきたいとおっしゃっている趣旨も大変よく理解はできるのですが、新たな機能を用いた新たなサービス開発のために必要な条件として、事業者の方たちが必要なネットワークの管理方針ですとかいったものについては、できるだけ早めに決めていく必要があるのではないかと思っております。

接続約款に定めた上で、またその変更が必要だということも再意見の中に書かれていること、いずれももっともであるとは思いますが、それを踏まえて、一定の柔軟性のあるネットワーク管理方針を早急に定めて、そしてこれからこの機能を使っていこうという事業者にとって、やる気を削がないような形でルールが公開されていく、透明化が図られる必要があると接続委員会で整理をしていただいておりますけれども、透明化を目指して着手していただくことが必要ではないかと思っております。

他にもたくさんいただいているご意見の中で、急速なIP化を進める上で新たに検討しなければいけない課題がたくさんあることを理解しつつですけれども、この点についてはやはり勢いというものが必要だと思いますので、ぜひ総務省の在り方検討ということを早急に着手していただきたいと考えております。

以上です。

○辻部会長 それでは、今のご意見に何かございますか。

○藤野料金サービス課長　このネットワークマネジメントポリシーについて、どういった方針でやるかということについて、今、辻先生のもとで新しく接続料の算定に関する研究会を開催させていただいておりますけれども、今月下旬に開催される予定の次回会合でのテーマがまさにこちらでございまして、関係事業者・団体からのプレゼンテーションをいただいた上で、これならばしょうがない、あるいはこういったことを踏まえてこういう展開をやっていこうというのが見えるようなポリシーというのができるような形を目指していきたいと思っております。

○辻部会長　よろしいでしょうか。それでは、その他ご意見ございますでしょうか。  
では、山下委員、お願いします。

○山下委員　意見というか、コメントのようなものになりますけれども、この大部の意見を今回いただいているわけですが、その中では、例えば3つ共通のものがあったと思っています。

1つは情報開示です。例えば意見2と5はどちらも情報開示に対する要望で、これはずっと続いているものなんだと。2つ目が資本構成比率の関係。これも、意見3つですかね。7と14と17ということで、これもこれから長くまだまだ続く、そしてやっぱり情報開示にかかわる問題なのかなと。それから3つ目は経済的耐用年数。これももう古い古い問題かと思えますけれども、これも時の経過とともに更新していくべきもので、たくさん、古くて新しい問題がここにあらわれているなと思いました。

総務省に対する要請というのも考え方の中にたくさん宿題として出ているので、1つ1つ解決というか、改善の方向に向かっていくことが望ましいだろうという意見を持っています。

○辻部会長　何かございますでしょうか。

○藤野料金サービス課長　今いただきましたご指摘の点、特に3点ですね。情報開示、それから資本構成比率の報酬の関係、それから耐用年数は適正原価のとり方についてだと思いますけれども、こういったものを含めて、関係事業者のご意見をよく伺った上で、納得感を得られるような形で、ルールの在り方について議論していくことを思っております。

先ほどご紹介しました辻先生の研究会のもとで検討を始めてございますけれども、精力的に、それからいろんなご意見をきっちり伺うような形で議論をやっていきたいと思っております。

○山下委員　ありがとうございます。

○辻部会長　今のご指摘の点は、今検討中で、結果が出たらここでまた審議がありますので、その節はご意見をお願いしたいと思います。

他はございませんでしょうか。どうぞ。

○酒井部会長代理　結果的にこれでいいのかもしれないんですけれども、この23ページの意見13に対する考え方のところ、考え方だけをずっと読んでいくと、最初、映像は広帯域のサービスである、だからそれをあまり高くしないためにこういうふうにしたんだというのがあって、映像は広帯域になっていますね。次のページに行くと、今度狭帯域の機能に係る接続

料の収入によって内部補助を受けることになってしまいかねない。ここは、映像が狭帯域の方になっているんですね、ここの文章では。

○藤野料金サービス課長 広帯域の映像伝送サービス、これはNTT東日本・西日本のサービスなんですけれども、そういったコストを軽くするために、仮に収入的に狭帯域の接続料、例えば音声の方から、コストの関係によらずに補助されているといけないということなんです。狭帯域から広帯域への補助です。

○酒井部会長代理 そうですね。よくよく読んだらわかったんですが、何となく、映像が最初は広帯域と書いてあって、次に、下の方のページになってくると比較的狭帯域……、要するに、今や映像は狭帯域で、広帯域のNTT東日本・西日本のサービスに内部補助をしてしまうことになっているかなという文章になっているので、一瞬見たときに何やらごちゃごちゃしたなという感じ……。

○相田専門委員 それは別途、接続料の算定に関する研究会の方で先日も議論したんですけれども、こういう広帯域のサービスに対して、あまり高くないようにということで導入はされたんですが、結果的にはサービス種別ごとに束ねて見る結果として、実はやはり普通のインターネット接続の方がよっぽど太いパイプになっているので、そちらのほうが安くなっているというので、想定していたのとは逆に動いてしまっているという面もございます。

ただ、逆に本当に広帯域のものに対して、市場のディスカウントということをするので、ここに書かれているようなことになるということで、なかなかやはり意図したように動いていないということは確かなことなので、ぜひ何らかの見直しということを行いたい。これは接続委員会主査として、接続料の算定に関する研究会に参加している者として発言させていただきます。

○酒井部会長代理 中身は私も完全に同意見ですが、単に文章でいつの間にか狭帯域が広帯域になって、ちょっとごちゃごちゃしたなという感じがいたしまして、何かわかりやすくできるかなと思ったんですけれども、まあ、これでも大丈夫だなという気もいたします。

○辻部会長 ありがとうございます。文言については、また分かりやすくできるようでしたら、修正していただければと思います。

その他、ございませんでしょうか。

他にご意見がございませんでしたら、これも2回のパブリックコメントを経て、ここでも既に2回議論しております。また、減価償却法の変更に伴う費用削減効果の具体的な影響の調査を要請するという要請つきで答申が出ておりますが、この諮問第3091号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○辻部会長 どうもありがとうございました。それでは、案のとおり答申することといたします。相田専門委員におかれましては、ここでご退席となります。相田専門委員、どうもありがとうございました。

## (2) 報告事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策について

○辻部会長　それでは、続きまして報告事項に移ります。1件目の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策について、総務省からご説明をお願いしたいと思います。

○藤野料金サービス課長　料金サービス課の藤野でございます。資料78-2をご覧くださいと思います。

1ページ目でございます。こちらはユニバーサルサービス制度、交付金の制度について、平成18年度に最初の交付金、それから負担金について確定する認可の手続が行われたわけですが、この際に当時の情報通信審議会から、こういったことで負担を求めることになるわけですので、NTT東日本・西日本のユニバーサルサービスに係る設備利用部門の費用について効率化をしていくべきではないかというご指摘をいただいたものでございましたが、それを踏まえて、NTT東日本・西日本から毎年度ご報告いただいております、これの29年度の計画についてご報告いただいたものでございます。

報告の概要でございます。本年の3月1日、これは事業計画の認可申請のときに当たるわけですけれども、この申請とあわせてNTT東日本・西日本から報告があったものでございます。

表に29年度の計画が書いてございます。このユニバーサルサービスに係る設備利用部門の費用が、東日本が758億円、それから西日本が627億円になると計画されております。これは、報告の時点で3月1日でしたので28年度の見込み額の815億円、674億円に比べて7%減らすようになっているというものでございます。

この7%の効率化を実施するための具体的方策について下の方に書いてございます。NTT東日本・西日本いずれも、人員数を今よりもさらに絞っていきますということをおっしゃってございます。これは、各地域会社とアウトソーシング会社の両方の合計でございます。

それから、業務の集約をするということで、サービスの申し込みや問い合わせの対応をする116の業務というのがございますけれども、この拠点を集約していく。あるいは、西日本は料金業務の拠点も集約していくということで、こちらを進めていくということをおっしゃっていただいております。

次の欄は資産のスリム化というところですが、これを集約して、空きスペースを貸していくことを推進していく、あるいは、社宅等の集約でのコスト減を図るということをおっしゃっていただいております。このほかに料金請求についてウェブ上での受付等を進めるといった取組についてもご紹介いただいております。

以上のご報告があったということで、これまで毎年度7%の効率化を進めていただいておりますけれども、29年度もこれで行っていただけるというご報告をいただいたということでござ

いました。

以上、ご報告でございます。

○辻部会長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見とかご質問はございませんでしょうか。

それでは。

○長田委員 ほんとうに感想みたいなことになるのですが、NTTがこれだけ毎年7%の削減を実現しながら、ユニバーサルサービスがずっと提供されてきていて、私どもの負担額が、そういう意味では、最初に想定していたよりはかなり低い額でずっと推移しているわけですが、ユニバーサルサービス制度そのものについての関心は少し薄れて、当たり前のようになってきているのではと思います。この陰で、こういうご努力もされているというの知らない人の方がほとんどだろうと思われまますので、広報活動は既にいろいろやっておられるのですが、皆さんに制度そのものをもうちょっときちんと認識していただけるような周知が必要だと思います。今後、円滑移行の中においてもユニバーサルサービスというものをどう考えていくかというのは大きく国民に問わなければいけないタイミングが来ると思いますので、早い段階で少し周知の中身も工夫していただければと思います。

○辻部会長 ありがとうございます。今のご意見について何か。

○藤野料金サービス課長 こういったご努力をNTT東日本・西日本がやっけてられているということ、それでもなおかつ非常に費用がかかる事業でございますので、その全てを賄うにはかなりほど遠いのですけれども、規模は小さいとはいえ、交付金の制度というものはあるということで、このご負担もお願いしなくてはいけないという状況になっていることをよくご理解していただくべく、さらに広報を進めていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○辻部会長 もう1点聞かれておられますが、ユニバーサルサービス自体も、時代に合わせて変化とかいうご検討の今後の状況を聞かれておられます。何かご意見、ご回答はありますでしょうか。

○藤野料金サービス課長 先般のマイグレーションの一次答申でご指摘いただいたところでございまして、それまでメタル、それからアナログでやっけている固定電話、ユニバーサルサービスについて、これを維持していくのは大変ですけれども、それを代替していくもの見通しがまだ必ずしもついていない。無線技術、あるいは光ファイバ技術というものは出てきてはいるけれども、これをどういったやり方でやるのか、それを低廉な形でできるのかということについて、必ずしも見極めがついていないということで、この論点整理をさらにこのマイグレの委員会で作っていただこうと思ひてございまして。

その上で、どういった見通しがつけるのかということをよく考えていきたいと思ひてございまして。

○辻部会長 長田委員、よろしいでしょうか。

そのほか、ご意見ございませんでしょうか。それでは、三友委員。

○三友委員 毎年、これだけ効率化が進むというのはすばらしい、大変なことだと思います。ただ、7%が継続的に進むということは、例えば10年間続くとコストが半分になります。このトレンドがどこまで続くのかということも考える必要があります。できるうちはいいのかもしれないかもしれませんが、できなくなる時が必ず来るわけです。先ほどのユニバの議論ともかかわるとも思うのですけれども、NTTの効率化の継続性という表現が適切であるかどうかは別として、果たしてどこまで求めていけるものなのかということについて、何か見通しみたいなのというのはあるのでしょうか。

○藤野料金サービス課長 こういった費用削減について、今回29年度の計画についてご報告いただいております。この効率化の度合いがにわかには減っていくという状況にはないようではございまして、まださらに努力はしていただけるような状況にあると理解しておりますけれども、肝心のユニバーサルサービスですね、こうやって維持していくユニバーサルサービスというのが、正直申し上げて、ご案内のように、従来ほどの大きな比重を占めるようなものではなくてきているのが事実だと思います。

これからは、これに代えて、どういうものを展望していくのかというのは、やはり大きな検討課題でございまして、今まで来たものだけを守っていくというのも大事なのですけれども、では、これからどういう広がりを持たせていくのか、あるいは、維持していく、発展させていくのかというのは、よく検討していかなければならないと思っております。

○三友委員 7%という数字だけに目を奪われていると、今おっしゃったように、ユニバーサルサービスというものが果たしてきた役割の縮小みたいなのところにあまり関心が行かなくて、何となく数字だけ満たしていればいいという感じになりがちだと思うのです。なっているとは言いませんけれども、なりがちだと思いますので、ぜひ全体を見通した上で、適切な政策の方向性をまとめていただければと思います。

以上です。

○辻部会長 今のご意見をご参考の上にお願ひしたいと思います。

そのほか、ございませんでしょうか。

#### イ 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の平成27年度算定期間の接続料の変更の届出の概要について

○辻部会長 それでは、次の報告事項2件目の、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の平成27年度算定期間の接続料の変更の届出の概要について、総務省から説明をお願いいたします。

○内藤料金サービス課企画官 本件は、去る1月27日の当部会におきましてご答申いただきました、第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正などを受けまして、各事業者から届出のありました接続料についてご報告させていただくものです。

まず、お手元の資料78-3の3ページ目をお開きいただければと思います。こちらが、省令改正の内容等でございますけれども、第二種指定電気通信設備に係る接続料につきましては、電気通信事業法第34条第3項第2号におきまして、適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして、総務省令で定める方法により算定された金額を上限とすることとされております。

これを受けた省令、利潤のうち自己資本利益率の算定に用いられる $\beta$ という値の算定方法を具体的に定める改正につきまして、ご審議、ご答申をいただきまして、本年2月に省令を公布、施行いたしました。これを受けまして、3月に各第二種指定電気通信設備を設置する事業者から、改正された省令に基づいて算定された接続料の届出がございました。

この実際の接続料を、お戻りいただいた1ページ目にてお示ししております。こちらの冒頭でお示ししておりますとおり、音声は約12から17%の減少、データにつきましては約11%から18%の減少となっております。このうち、ソフトバンク株式会社の音声の接続料につきましては、左下のグラフの吹き出し部分に注記がありますとおり、これまでは全国を9つに分けた区域外と区域内とを分けて接続料の設定をしておったものですが、今回から一本化されております。このため、便宜的に、ここのグラフ上では前回届出の区域内のものと、今回の一本化されたものとの比較となっております。したがって、実質的な減少率につきましては、お示したものよりさらにこれを上回るものとなることは補足させていただきます。

これらの接続料は、音声については2016年度、データについては2015年度の接続事業者との清算に用いられるものとなります。こちらは冒頭に説明した省令改正の効果によりまして、これらの接続料は、従来の算定方法で算定したものよりも低廉化したものとなっております。その具体的な効果につきまして、総務省において試算したものが次の2ページ目にあります。

こちらは、今回届け出られた接続料と従来の算定方法で算出した場合の差額が、前回の接続料との変化率のうち、どのくらいの割合を占めるのかをお示しさせていただいております。赤枠内がその値になりますけれども、音声・データともに、今回の接続料低廉化のうち、最大で4割程度が今回の省令改正に伴う効果となっておりますのでございます。

なお、これらの個別の数値につきましては、各社の非開示の経営情報に基づく試算値となっておりますので、取り扱いにはご注意くださいと存じます。

事務局からの報告は以上です。

○辻部会長　どうもありがとうございました。先ほどのご説明にありましたように、1月に $\beta$ 値の改定で議論になって、早速計算していただきますと、今もありましたように、4割程度の貢献度ということで非常に大きな効果が出ているので、改定の重要性がこれによく理解できると思いますが、何かご質問とかご意見はございますか。

じゃ、三友委員。



○三友委員　ありがとうございます。直接このこと自体に関係するわけではないのですが、今回、接続料が下がることによってMVNOがよりビジネスをしやすくなると思うのですが、ただ、接続料以外の要素、要因によって、進展しないところもまた見受けられるかと思っておりますので、引き続きそういった点もご尽力いただければと思います。　以上でございます。

○辻部会長　何かご意見ございますか。

○内藤料金サービス課企画官　総務省といたしましても、この移動通信市場というものがMN  
Oの3グループになってしまっている状況がありますので、やはりMVNOの普及促進を通じて、競争の促進を図ってまいりたいと思います。

これに伴いまして、報道でも出ておりますけれども、消費者保護等いろいろ課題がありますので、総務省全体として、こういった部分が解決されて、MVNOが利用しやすくなるような環境を整えてまいりたいと存じます。

○辻部会長　ありがとうございます。これでよろしいでしょうか。

○辻部会長　それでは、以上、本日の準備しましたものは全て終了いたしました。委員の皆様から、何かご質問とかございませうか。

それでは、事務局から何かございますでしょうか。

○東情報流通行政局総務課課長補佐　事務局からですが、次回の電気通信事業部会につきましては、決まり次第またご連絡をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○辻部会長　どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉　　会